

学校法人 北辰学堂 役員報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人北辰学堂寄附行為第37条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬は、通勤手当を除き支給しない。なお、役員等が職務のため出張したときは、日当として、1日20,000円を支給する。

(旅費)

第3条 役員が出張するときは、学校法人北辰学堂旅費規程を準用する。

(公表)

第4条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(所管)

第5条 この規程に関する所管部署は、総務課とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。